幼稚園(私学助成園)の無償化について

1 無償化給付の対象となる利用料

入園料(入園初年度のみ)と各月の保育料

月額上限:25,700円(国立は8,700円,特別支援学校は400円)

入園料は、入園初年度の在園月数で除した額(10円未満切り捨て)を各月の保育料に加える。

月内の途中入園・途中退園については日割り計算(開所日数/20日)

2 対象となる私学助成の幼稚園

7園(さくらおか, 旭川, 大谷ひかり, あすなろ, 旭川あゆみ, たいせつ, つくし) 令和元年度9月までは「幼稚園就園奨励費補助金」対象園 国立大学法人北海道教育大学附属旭川幼稚園も合わせて給付事務を行う。

<対象見込児童数(H30児童数)>

私学助成幼稚園: 763人(このうち, 旭川市民)

国立附属幼稚園:約60人(各学年20人,このうち旭川市民)

特別支援学校:なし

※公立の特別支援学校幼稚部では、現在、保育料の徴収がないため

3 給付方法(案)

各月ごとに精算, 給付額を確定し, 翌月各園へ支払 → 1か月遅れの現物給付(代理受領)

- ※各園は保護者から各月の保育料は徴収しない。
- ※各園には1か月遅れの支払となることによる資金需要面について確認、了承
- ※文科省に給付方法について確認済 → 問題なし

4 申請方法等(案)

- (1) 各園を通じて保護者から申請書の提出(保護者 → 各幼稚園 → 市) <申請時期> 令和元年度:7~8月頃(在園児のみ,途中入園児童は随時) 令和2年度以降:毎年12月(入園手続きのとき,新入園児童・継続児童合わせて)
- (2) 認定通知等は各園を通じて保護者へ送付(市 → 各幼稚園 → 保護者)
- (3) 各園が当該月の在園児童状況を翌月初めに市へ報告
- (4) 当該月の給付額を確定,給付金額通知,月末支払

